

アスンシオン市役所

決 議 案 第67/95 1

1995年1月26日

事 項

1994年12月23日付の市長へのアスンシオン市食料品供給局 (Dirección de Abastecimiento de la Municipalidad de Asunción) の覚書まで、食料品供給市場内部規則の承認決議を申請した。

- 一 許可証所持者の占有契約をすべて更新するため食料品供給市場の内部規則を持つ必要がある。
- 一 この卸売市場は、当国で、この種別で最初の市場であることを考慮して、アスンシオン市食料品供給局 (Dirección de Abastecimiento de la Municipalidad de Asunción) は、この卸売市場の機能を強化するため、業務を管理し、自由に使用できる施設を利用するため、この市場規則を作成した。
- 一 食料品供給市場の機能を通じて得た経験と、この業務の恒常的な増大・多様化で、この供給センターの正常な発展のため、実情に合った法律文書を持つ必要が明らかになった。

前記を考慮して、市長は自己の権限を使用し、次下裁定する。

第1条： 同付の食料品供給市場内部規則を認可し、これは本日から施行し、この決議案の一部を構成する。

第2条： 該当者に連絡し、メモをし、保管せよ。

ホルヘ ホガリン ゴンザレス博士 (Dr. JORGE BOGARIN GONZALEZ)

総秘書代理 (Secretario General Interino)

カルロス フィリゾラ博士 (Dr. CARLOS FILIZZOLA)

市 長

アスンシオン市役所の刻印と前記両者の署名あり。

アスンシオン市食料品供給局 (Dirección de Abastecimiento de la Municipalidad de Asunción - D.A.M.A.)

食料品供給中央市場の規則

前 文

食料品供給中央市場は、市民への供給のため、最善品質と妥当な値段で、食料品流通に必要な基盤と効力のある技術指導を提供するために創設された。青果物産者・卸売業者・全首都圏の一般市民の遅らすことのできない必要から、この食料品供給中央市場が設立された。

この卸売市場は、当国でこの種別で最初の市場であることを考慮してアスンシオン市食料品供給局 (Dirección de Abastecimiento de la Municipalidad de Asunción) は、この卸売市場の機能を強化するため、業務を規定し、資産を管理し、自由に使用できる施設を利用するため、この市場規則を作成した。

最近、当市場は基盤並びに流通生産物量も急速に増大し、今日当国のより重大な流通となり、パラグアイ人家庭に多くの労働源と、それにともなった福利の増大をもたらしている。

食料品供給中央市場の機能を通じて得た経験と、この業務の恒常的な増大・多様化で、この供給センターの正常な発展のため、実情に合った法律文書を持つ必要が明らかになった。

D.A.M.A.はいろいろな意見を統一するため、許可証所持者達と審議常任委員会を設立した。

この常任委員会を構成する許可証所持者達は、アスンシオン市役所の市場局長と食料品供給中央市場が出席する許可証所持者議会で直接投票で選ばれる。

許可証所持者とは、D.A.M.A.と署名した許可証を持ち、D.A.M.A.業務のため一般的関心のすべての問題を取り扱う許可証所持者常任委員会で許可証所持者を代表するメンバーの選挙で発言権・議決権を持つ人のことである。

仮占有者は発言権を持つが議決権は持たない。

許可証所持者の総会で選ばれた許可証所持者の常任委員会のメンバーは、2年間の任期で、あと一期総会での更新で再選できる。

その目的で、食料品供給局 (Dirección de Abastecimiento) は、許可証所持者常任委員会の指導と青果物流通改善プロジェクトの特別な協力を得て、アスンシオン市役所の食料品供給中央市場のこの新しい規則を作成した。

1994年11月15日 アスンシオン

エドアルド ラテルサ (EDUARDO LATERZA)

アスンシオン市食料品供給局長 (D.A.M.A.)

第 1 章

序 文 条 項

第1条： 名 称：アスンシオン市食料品供給中央市場 (MERCADO CENTRAL DE ABASTO DE LA CIUDAD DE ASUNCION) (以下、食料品供給中央市場 (MERCADO DE ABASTO) と呼ぶ。)

場 所：アスンシオン市 アベニダ デフェンソレ デル チャコとプカス街
(Avda. Defensores de Chaco y Pycase, Asuncion)

面 積：110,000 平方米。

第2条： 食料品供給中央市場は、アスンシオン市役所の不動産・設備群を含み、そこに管理本部をもつ。中央市場は青果物、農畜産物、食料品、これらの副産物その他の適当な配分維持に基づいて、この操作を主に卸売業者に安定した市場を与え、小売業者に購買に確かな場所を提供し、このようにして多量・多種類の食料品を供給し、市民の日常生活に必要な食料品を提供するものに向けられる。

D.A.M.A. は場所・倉庫・販売店の許可証所持者たちを代表する6名で構成する許可証所持者常任委員会設立を認め、この常任委員会の代表者は、食料品供給中央市場特有の業務から生ずる諸問題を諮問機関として調査・取り扱う。

第3条： この規則の目的は次の通り。

- a) D.A.M.A. と食料品供給中央市場の許可証所持者間、生産者と商人間諸関係を規制する。
- b) 設備の適当な利用。
- c) 当事者間の権利・義務と当規則の違反者への罰則を規制する。
- d) 公正・正直な管理によって食料品供給中央市場の維持と適当な商業化と、生産者、配給者、消費者間の調和に留意する。

第4条： 食料品中央市場における商品は、主に青果物、畜産物、食料品、これらの副産物その他である。

第5条： 中央市場内の販売制度は次の通り：

- 1) 卸売販売：10キログラム以上を含む包み、袋、もとの箱の荷造りで、青果物、農畜

産物、新鮮食料品、これらの副産物等の積み荷をまとめて取り扱うものである。

- 2) “C”ブロック：青果物、農畜産物、新鮮食料品、これらの副産物等を小売販売としてD.A.M.A.から許可された唯一の場所である。
- 3) その他項目：小売商の最終的内容物が家族消費者単位を構成する諸活動である。例えば、農薬剤、薬剤、乳製品、レストラン、宝石店、靴屋、金物屋、銀行、組合、公証事務所、税関手続き事務所、その他のサービス業等。
- 4) 販売制度が制限されていなく、D.A.M.A.が許容するその他の生産物。

第6条： 食料品供給中央市場は、日曜日と国休日を除き毎日開業する。

アスンシオン市食料品供給局（D.A.M.A.）は、生産物流通に従い消費者・生産者の必要によって休日または日曜日開店命令したり、休日や日曜日でない日に市場閉店を命令したりすることができる。

第7条： 業務開始時間並びに商業時間は、D.A.M.A.が許可証所持者常任委員会との合意の上で調整し、D.A.M.A.の決議で規制する。

第 2 章

第 1 節

第8条： 卸売業者（MAYORISTAS）：当規則第5条で定める卸売“AL POR MAYOR”生産物の商業を行う人である。

小売業者（MINORISTAS）：第5条第2、3項で定める小売生産物を行う“C”ブロックの商人である。

第9条：（その他項目の）卸売業者：当規則第3条に特記されていないその他の生産物を流通する卸売業者で、これらの商人もD.A.M.A.が規定する場所・条件で商業操作をしなければならぬ。

誰も食料品供給市場内で車から、またD.A.M.A.が許可しない場所から商品を販売できない。

第10条： 補助的サービス（間接サービス）：分類されたものを提供する担当者である。商品のす

べてを展示する必要はなく、この商品の意義ある見本だけを展示すれば充分である。

第 2 節

第11条： D.A.M.A.に入るすべての商品は、第三者への販売用であり合法的でなければならぬ。

第12条： 許可証所持者は、禁止された商品、特に偽造生産物、消費に不適當または期限切れの食料、腐敗生産物、該当重量・寸法、不足の生産物、許可されぬ生産物、密輸出品等を売ることができない。

密輸品： 国家諸機関が禁止する商品、あるいは当国に商品を入れる際、該当関税を払わなかった商品である。密輸品が食料品供給市場内で証明されれば、D.A.M.A.と許可証所持者常任委員会は、この密輸業を抑えるために該当諸機関と連絡・調整する。

第13条： 卸売許可証所持者の生産物展示は、その大きさ、型、品質、包装、順序等を考慮して、行政機関が指定する場所に置かなければならない。

第14条： すべての許可証所持者は、その日に自分の販売商品を展示しなくてはならぬ。商品が前もって分類されている場合は、この生産物の見本だけを展示する。

第15条： 生産者が食料品供給中央市場に持参する青果物は、許可証所持者によって競売できる。この競売はD.A.M.A.が特別に条件を付け、許可証所持者常任委員会が干渉することができる。

第16条： 食料品供給中央市場における生産物の販売と支払い方法は、両当事者間で決める自由契約で行われるが、D.A.M.A.と許可証所持者常任委員会は次記の諸事例に干渉する。

- 1) 両当事者が、買い主と売り主間の調停者を申請する時。
- 2) 食料品供給中央市場における意見相違の場合、もし必要ならば、D.A.M.A.の保安事務所が干渉する。

第17条： 当国政府が規定する場合を除き、卸売業者水準における商品の値段は供給・需要によって決まる。

第18条：許可証所持者は、アスンシオン市役所検査の忠実な証明書をもつ台秤、秤、重量計器を維持しなくてはならぬ。そして購買者が取得する商品の重量をたしかめることができる場所に秤を置いて、正確な重量・測定をいつも示さなくてはならない。

第19条：食料品供給中央市場の卸売業者は、D.A.M.A.に毎日、自己の諸業務上の情報、特に統一インボイス作成業務制度用情報の流布・コントロールに必要とみなす値段、受取量、流通量に関する情報を提供しなくてはならぬ。

第20条：許可証所持者は、商業開始規定時間前に販売を始めることができない。また閉鎖規定時間後販売を続けることができない。

第21条：食料品供給中央市場で働くすべての人は、次記の諸義務をもつ：

- 1) 一般大衆並びに同業者に対しすべての作法・敬意を履行し、同様にD.A.M.A.の規定、アスンシオン市役所の議決・条例を守る。
- 2) D.A.M.A.職員が要請する時は、自己の業務行使資格を証明する書類を提示する。
- 3) 着服は丹念に行い、また商業に必要な部品、道具も丹念に取り扱う。
- 4) 市役所の財産、食料品供給中央市場内にある建物、美術作品、柱、垣、下水、道、便所、ベンチ、入場門、植木、庭、車などを損なわぬようにする。
- 5) 借りる場所の内的保安は許可証所持者が全責任を負い、市役所の財産を防衛するため必要とみなすすべての処置をとる。

第22条：D.A.M.A.は許可証所持者並びに一般大衆に対し、次記の諸義務をもつ：

- a) 良いサービスを提供する。
- b) 市場に専門家を雇う。
- c) 市場機能を知る技術をもつ。
- d) 食料品供給中央市場の許可証所持者・商人・生産者を厚遇する有能な人員をもつ。
- e) 一般的関心あるすべての決議は、食料品供給中央市場の許可証所持者常任委員会を通じ、許可証所持者達との合意の上で決めることができる。

第 3 章

第 1 節

第 23 条： 場所、サロン、販売店の占有許可は、食料品供給市場の目的に応じ、事前選考で、なんら優先権無く 5 カ年間授与され、これが終結すれば同じ他期間、許可証所有者は D.A.M.A. に書式申請し、更新できる。D.A.M.A. はその許可を授与するか、否か、そして許可する場合、新しい諸条件をつける権限を保留する。

第 24 条： 諸業務用のそれぞれの場所の許可証所持者としての当事者の申込み、並びに占有許可は、特別な様式で D.A.M.A. に申請し、その申請中に次記諸点を指摘する。

- a) パラグアイ市民または当国で居住に関する法定書類をもつ帰化人。
- b) 申請者の個人データ。
- c) 展開する業務性質の詳細。
- d) 申請面積。
- e) 照会先。

第 25 条： 申請様式に添付する書類：

A) 個人的書類

- 1) 商業許可証 (Patente Comercial)。
- 2) 身分証明書 (Cédula de Identidad) または認証されたそのコピー。
- 3) 前歴証明書。
- 4) 2 枚のカルネ (CARNET) 型の写真。
- 5) (伝染病の) エリサ テスト (TEST DE ELISA) [抗体に関連する酵素による免疫吸収テスト = Test de Inmunoabsorción con Enzima ligada al Anticuerpo]。
- 6) 従業員の名前とその人的データ。

B) 会 社：

- 1) 商業許可証 (Patente Comercial)。
- 2) 会社設立証書と認定コピー。
- 3) 会社を代表するために任命された人の、A 項要件の諸書類と写真。
- 4) 従業員の名前とその人的データ。
- 5) 必要な書類のコピーは公証人が確認したものでなければならぬ。

第26条： 場所の許可証所持者は、如何なる資格でも、健康状態、旅行あるいは正当に理由あるその他の業務の不可抗力を除き、第三者への占有許可を譲り渡したり、賃貸借したりすることができない。前記の不可抗力の場合は、許可証所持者は、その代表者の任命をD.A.M.A.に申請することができ、その代表者には従業人になることができ、許可証所持者の留守中、彼の商業上の義務・業務履行について責任を負う。
当条を履行しない時は、当規則第49条に従って処罰される。

第27条： 許可証所持者は自己の商業を拡大するため、それに該当する借地料を支払い、ひとつあるいはそれ以上の場所または倉庫の占有許可を申請できる。

第28条： 許可証所持者は、場所を維持する関心または可能性がない時は、利用できる良好状態で、占有許可に定められたその他の諸条件を守り、D.A.M.A.にその場所を返還する。

第29条： もし許可証所持者が、市場内で機能する自己の店あるいは事業を売りたい時は、新許可証所持者にこれらの場所の占有許可授与のため、D.A.M.A.に許可を申請しなくては
いけない。新許可証所持者はD.A.M.A.本部に税条例が定める金額を払う。

店の販売は、D.A.M.A.が正当と認める事由を除き、許可を授与した2年後に行うことができる。

店あるいは事業をひとたび売れば、許可証所持者は、食料品供給市場でなしたこの操作直後に他の店あるいは事業を取得することのほか、他の倉庫または販売店をD.A.M.A.に申請できない。

場所が如何なる理由であっても、1カ月以上閉鎖され、この閉鎖がこの地区の良好機能の履行を邪魔する時は、D.A.M.A.は干渉でき、その開店を請求できる、また場合によっては該当許可を取り消すことができる。

第30条： 許可証所持者が、何かの暫時的あるいは永続的身体障害がある場合は、その配偶者、成人息子、あるいは司法上声明された内縁の妻または夫が、許可証所持者が履行してきた商業を、D.A.M.A.に事前通知を行い、D.A.M.A.のそれぞれの許可を得て、同じ権利・義務をもって継続できる。そうしない場合は、第26条規定に従う。

許可証所持者が死亡すれば、その配偶者、長男、長女または事実上結婚・婚姻関係の存在を証明する司法判決をもつ内縁の妻また夫が、商業を続けるためD.A.M.A.に新しい許可を申請できる。

第31条： 許可証所持者が法人の場合は、会社契約において行われる如何なる変更も、D.A.M.A.にあらかじめ連絡しなくてはならぬ。そしてD.A.M.A.は提起される変更を分析し、当会社に場所の使用許可を維持するか否かの権利を保留する。

第 2 節

第32条： 食料品供給中央市場の設備・付属建築物・地区の利用は、D.A.M.A.が要求する諸要件に従い、適当な許可証所持者だけに許される。

第33条： 食料品供給中央市場の付属建築物は、如何なる目的でも、占有許可をする時、5年期間で行われ、許可証所持者の申請で更新できる。すべての更新は書式でしなくてはならぬ。D.A.M.A.はこの更新を承認するか否かの権利を保留する。

第34条： 許可証所持者が占める場所が、彼の商業務に必要以上にある場合は、D.A.M.A.はその許可証所持者に与えた場所を減少する権能をもつ。

第35条： D.A.M.A.は基本的な必要を考慮し、好都合と思える付属建築物、地区あるいは設備の一部を保留することができる。

第36条： 許可証所持者が占める位置と位置変更、並びにそれぞれの占有地区の変更は、D.A.M.A.が次記の諸点を考慮して決めることができる。

- 1) 業務の重要性。
- 2) 操作の継続。
- 3) 年間売買量。
- 4) 流通制度。
- 5) 許可証所持者の書式申請で、D.A.M.A.は各場合それを授与する権能を保留する。

第37条： 許可証所持者の業務行使に必要と思われる屋根裏部屋、バルコニー、ひさしの建築あるいは冷蔵庫、動産、機械類その他の如く、改良・改善されるその他の建造は、食料品供給中央市場の技術的付属機関の報告に応じ、あらかじめ書式明細申請で、D.A.M.A.側の承認を受ける。すべての建築、改良または改善は、許可証所持者だけが負担し、これらはD.A.M.A.の場所の利益になる。

第38条： 許可された場所に関して、許可証所持者は次記の義務をもつ：

- a) 販売期間後毎日掃除をして、屑を容器またはD.A.M.A.が決める場所に起き、場所と隣接地域を衛生的良好条件に保存する。
- b) その使用から生ずる場所またはその設備にもたらされる如何なる損害も許可証所持者が直ちに修繕しなくてはならぬ。責任者が修理に必要な処置を取らぬ場合、D.A.M.A.は許可証所持者の負担で修理する。
- c) D.A.M.A.は焼いた資材やセメントブロック等の設備に関して、少なくとも、これらの価値の75パーセントをカバーする保険を契約しなくてはならぬ。
 - 屋根裏部屋、木材その他可燃性材料の建物に責任をもたぬ。
 - 場所内に存在する商品、有価証券、動産は許可証所持者だけが責任をもち、これらについて保険を契約することができる。
- d) 許可証所持者は、D.A.M.A.の規定に応じて、場所をよく維持し、D.A.M.A.の許可無しに場所の外部または共同使用とみなされる地区に、如何なる広告もすることができない。
- e) 占有地区は、その部門に定められた時間に応じ、順調な機能を維持しなくてはならぬ。業務停滞には、D.A.M.A.が調整することができ、D.A.M.A.はもし必要な場合は該当処罰を応用する。

第39条： D.A.M.A.が授与するすべての占有許可は、この規則の第43条に従って、許可された地区の占有料金、サービス料金の支払いをしなくてはならぬ。

第40条： 許可証所持者はD.A.M.A.の書式許可を得ている場合を除き、許可申請の折り、D.A.M.A.に指示した場所の用途と異なる用途に使用できない。

第41条： 許可証所持者が許可を永続したくない場合は、この許可を取り消すため、少なくとも30日前、D.A.M.A.に書式で通告しなくてはならぬ。

第 3 節

第42条： 食料品供給中央市場の付属建築物の使用料金と、譲渡料金は、市の租税を実状に合わせ規定する条例が定める。

第43条： 場所の料金とは別に、許可証所持者は占有地区の保存に必要なすべての費用と、次記

の共通サービスを支払う。

- a) 電気。
- b) 水。
- c) 掃除、塵の収集。
- d) 維持。
- e) 電話代、D.A.M.A.が定めるその他のサービス料金。
- f) 共通地域の照明。
- g) 食料品供給中央市場内の駐車。
- h) 倉庫・場所の保険。

第44条： 占有許可署名の折りは、許可証所持者はD.A.M.A.に次記の様式で、許可の対象物、場所に将来生じうる損害をカバーするため、保証金として、30日分許可相当金額を預金しなくてはならぬ：

- 1) 保証金として渡す金額に利子はつかない。
- 2) 保証金として預金される金額は、場所を引き渡した60日後、電気代、水代その他のサービス料金についてD.A.M.A.は事前確かめて許可所持者に返済する。
- 3) 保証金額は該当料金を再調整するたびに、実状に合わせなくてはならぬ。保証金はただ占有許可に関し生じうる場合や場所の修理費の事前措置のためである。

第45条： 占有許可の支払いは、毎月10日以内にD.A.M.A.の会計課またはD.A.M.A.が指示する場所に前払いしなくてはならぬ。遅滞の場合は次記の処罰が取られる：

- 1.- この期間が過ぎ、支払いをしない場合、地方公共団体の一般条例が定める毎月3パーセント、あるいは遅滞日に応じた追徴金がつく。
- 2.- 2カ月支払わぬ時は、許可取り消しの事由となり、D.A.M.A.は法律上それに該当するすべての訴訟を行う権限をもつ。
- 3.- 前項の場合、保証金は返済しなく、市役所に権利として該当する訴訟その他料金として応用する。

第 4 節

第46条： 本来の諸目的に応じて提供された設備を補うため食料品供給中央市場は、次記の補助サービスをもつ：

- a) 生産物の標準値段の公布。

- b) 分類、調査、包装。この業務は許可証所持者常任委員会と調整する。
- c) 研究所：すべての青果物は、植物防衛課を通じて、生産者は消費者防衛のため、農薬を適当に使用するよう、D.A.M.A.は厳重にコントロールしなくてはならぬ。毒素の残留物がある場合、D.A.M.A.はこの生産物を流通・商業から取り上げる。
- d) 生産物を冷蔵するための冷蔵室。

第47条： 食料品供給中央市場内で許可証所持者は、次記の諸点が禁止される。

- 1. - 叫んで、またいろいろな種類の音響具を使用し購買者を呼びつける。
- 2. - 可燃性・爆発性の材料を保存する。
- 3. - 本来の付属建築物や公道に無用な物または損傷品を捨てる。
- 4. - 市場の販売地区で商品を洗う。
- 5. - 付属建築物を腐食剤で洗う。
- 6. - 占有場所の前でトラックから商品を売る。
- 7. - 倉庫に腐敗状態の商品を保存する。
- 8. - 場所内で炊事をしたり、火をつけたり、花火をつけたりする。
- 9. - 青果その他の類似品を熟すため、許容限界以上の化学剤を使用する。
- 10. - 交通を邪魔するすべてのタイプの車の駐車。
- 11. - D.A.M.A.地所内で車を洗う。
- 12. - D.A.M.A.に変更プロジェクトを考慮してもらう前に、もとの施設、地区、付属建築物を変更する。
- 13. - 如何なる種類の武器。
- 14. - 何らかの方法で、食料品供給中央市場の規律・秩序を錯乱しうるすべてに役立つ。
- 15. - 道徳・良い習慣に反する行為を行ったり、促進したりする。
- 16. - アルコールを過度に飲む。指定された場所（レストランまたはコペチン）以外でアルコール飲料を売る。

第 5 節

第48条： 司法処罰の他に、この規則と付録に関して過失をおかす許可証所持者と従業員は、違反に応じて次記の規律上罰則を受ける。

- a) 口上通告。
- b) 書式通告。
- c) 10日間までの暫時的業務停止。

- d) 10日間から30日間までの暫時的業務停止。
- e) D.A.M.A.が決めた基準に従って応用される罰金。

第49条：前条に定める諸罰則の他に、次記の諸規定に違反する市場内にある商品を押さえることもできる。

- a - 無許可物の販売。
- b - 一人に利用できぬと声明された商品、または書式通告のあと、所有主が取り除かぬ商品。
- c - 書式通告を数度受けた後、規定禁止地区に置かれた商品。
- d - 食料品供給中央市場地区に放棄された商品。

第50条：前条の履行で引き留められる商品は、D.A.M.A.が取り上げ、必要な場合、該当諸機関に連絡しなくてはならぬ。

第51条：商品を取り上げる度に、指導担当者は文書を作成し、押収品の詳細、押収の理由とできるだけ違反者の身元を明記する。

押収品をもどす時、前記の文書にその詳細事情を明記し、受け取る人は署名する。

第 6 節

第52条：D.A.M.A.と許可証所持者常任委員会は、一般的関心のすべての事例を取り扱うため、周期的に集合することができる。

第53条：許可証所持者に対する通知は、事例の重要性に従い、次記の方法を採用して行う。

1. - 正副2通にした書式通告で受取証を残す。
2. - D.A.M.A.の額、あるいはショーウィンドーで通知。
3. - 拡声器。

第54条：D.A.M.A.はいつも必要な時、議決、規定、通達、通告を発付する。これらはこの規則の一部を形成する。

第55条：D.A.M.A.が決めるサービスのいろいろな部門に必要な独自の規律は、当規則の付録をなし、同じ規律上効力をもつ。

第 7 節

第56条：許可証所持者は、自己の行為・怠慢または自己の従業員の行為・怠慢、あるいは自己の管理下にある商品・財産が、第三者の人物・財産に与えるすべての損害に責任をもつ。

第57条：D.A.M.A.は、衛生・エアコン電気設備などで、場所に浸透・流出・導入する水・雨・煙・蒸気・電気のため、その場所に如何なる動機で存在する第三者または許可証所持者の人物あるいは財産に及ぼす損害に責任をもたぬ。

第58条：許可証所持者またはその従業員、代行人、訪問者の行為・怠慢で場所、その設備に生じたすべての損害は、唯許可証所持者だけの費用負担で修繕する。

最 終 規 定

第59条：この規則、付録に規定されぬ事項は、D.A.M.A.と許可証所持者常任委員会が、その性質とそれぞれの該当分野に応じて決める。

第60条：この規則と付録を知らぬと言って何ら弁明できない。

第61条：この規則は発付の日付から施行され、この規則に反するその日まで施行されていたすべての規定、通告、通達は無効になる。

ここに、アスンシオン市中央卸売市場内に建設される農牧省直販場の使用規程を定める。

1991年8月17日、農牧省とアスンシオン市の間で中央卸売市場（DAMA）内における生産物直販場についての契約書が取り決められた。

この規程の各条項は、使用者の業務活動を円滑にするために定める。

農牧省次官通達

第1条

アスンシオン市中央卸売市場内に建設された農牧省の直販場の使用規程は次の通りである。

1項

この店舗は、農牧省とアスンシオン市の契約に基づいて中央卸売市場内に建設され、生産者組織流通センター（CECOPROA）という。

2項

この店舗を使用できる者は、生産者の組織体又は団体（コミティー、コミッション、準備農協、農協）に限定される。

3項

この店舗の使用を希望する団体は、事前に団体である旨、普及局に届け出るとともに登録申請用紙を請求し、その用紙に次の事項を記入のうえ農牧省直販場管理事務所（以下、管理事務所という。）に提出する。

- | | |
|--------|--------------|
| a 登録日 | c 生産地 |
| b 団体名 | f 使用期間 |
| c 組合員数 | g 使用開始日 |
| d 代表者名 | h 品目及び予想販売数量 |

4項

それぞれの団体の店舗使用期間は6日以内とし、必要な場合は変更することができる。販売終了後はその店舗から退去しなければならない。

5項

この店舗で販売される生産物は、卸売りの取引でなければならない。そして、この場所で行われる取引業務は、それぞれ伝票（送り状、販売伝票、領収書、その他）を使用することとし、各団体は、管理事務所へ毎日の取引業務と販売が終了した旨の報告をしなければならない。

6項

この店舗は、生産地から搬入された生産物（果実、野菜）の集荷、分荷、販売のためだけに使用される。

7項

トラックによるバラ積の入荷は許可されない。販売される生産物は、市場の選別基準と規格に合ったものとする。これは品質が低下しないためと、商品が直接地面に触れることにより見かけの悪さや健康に与える害を避けるためである。

8項

農牧省は、販売人（卸売業者）と買い受け人（小売業者）との間の取引には、一切関与しない。代表者は、市場規程と農牧省の内部規程を遵守するよう指導するものとする。

9項

コミティや生産者団体は、各自の生産物だけを販売し混乱を起さないように又中間業者をなくすために第三者の生産物を販売してはいけない。この場所においては多くの団体が同時に使用することとする。

10項

販売時間は、2:30~12:00までとする。

荷受時間は、20:00~1:00までとする。

この時間帯は、DAMAの規程によって変更することができる。

11項

組織化された生産者団体は、計画を定め常に流通局、普及局事務所の技術者と連絡を取り合うものとし、又この機関は出荷を調整し店舗を有効に使用するために管理事務所と連絡を取り合うものとする。

12項

卸売市場内における市場業務については、すべての内部規程を守らなければならない。

13項

普及局と流通局は架空団体を防ぐために、それぞれ組織化された団体を記録し確認のうえ許可しなければならない。

14項

すべての生産者団体は、農牧省が正式な代表者を通じて定めた規程（内部規程）と市場規程を守らなければならない。違反した者は営業を停止する。

15項

この店舗で販売される生産物は、すべてそれぞれの団体が指定した者の責任とする。

16項

賭事、飲酒、危険物（爆発物、火炎物）又は個人的物品（家具類、他の食器）など管理事務所から許可されない物の搬入や行為を行ってはならない。

17項

団体で係争中（裁判沙汰等）の者は、この店舗の使用を認めない。ただし、一度解決した後では使用可能である。

18項

この店舗は、規程を遵守できる団体のみが使用することができる。

19項

この店舗で販売される生産物については、消費者の安全のため品質、重量、農薬残留度、衛生面について厳格に調査する。

20項

市場規程及びこの規程に定められていない事項が発生した場合は、管理事務所に提出し、管理運営事項として解決しなければならない。

21項

この店舗の使用料、清掃・管理費等は、農牧省の代表者がア市中央卸売市場と協議して決める。

22項

規程を遵守し模範的と見做される団体は、継続して店舗の使用を認める。

23項

この規程を改正する場合は、農牧省の代表者の許可が必要である。

24項

この規程は、本日（1994年6月27日）より施行する。

第2条

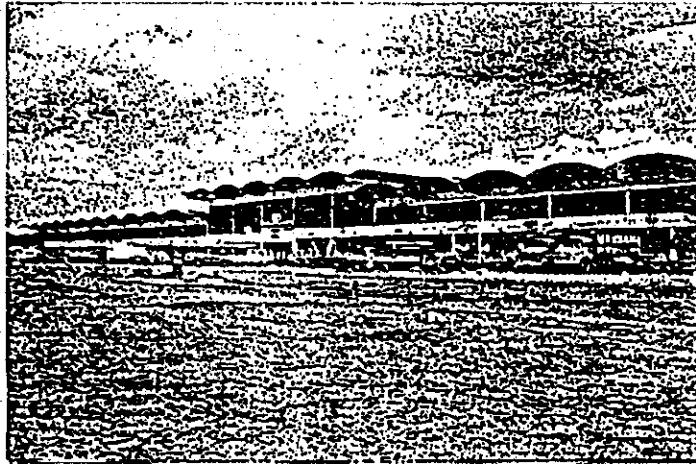
この規程は、関係者及び直販場利用者等に周知させたあとは農牧省において保管するものとする。

農 牧 次 官

ヘラルド A. ロペス農業技師

市 場 概 要

1995年 1月



アスンシオン市中央食品卸売市場

市場の概要

1 市場の名称

アスンシオン市中央食品卸売市場

2 市場の所在地

アスンシオン市 アベニダ デフェンソレス デル チャコとピカス街
(Avda. DEFENSORES DEL CHACO Y PYCAZU, ASUNCION)

3 敷地面積

110,000 m²

4 供給圏と供給圏人口

アスンシオン市及びその周辺都市 約100万人

5 取扱品目

野菜・果物・鶏卵及びその他関連食品雑貨等

6 業務開始年月日

1981年9月11日

7 開設者

アスンシオン市で、市場施設の維持管理と業務運営の指導監督にあっている。

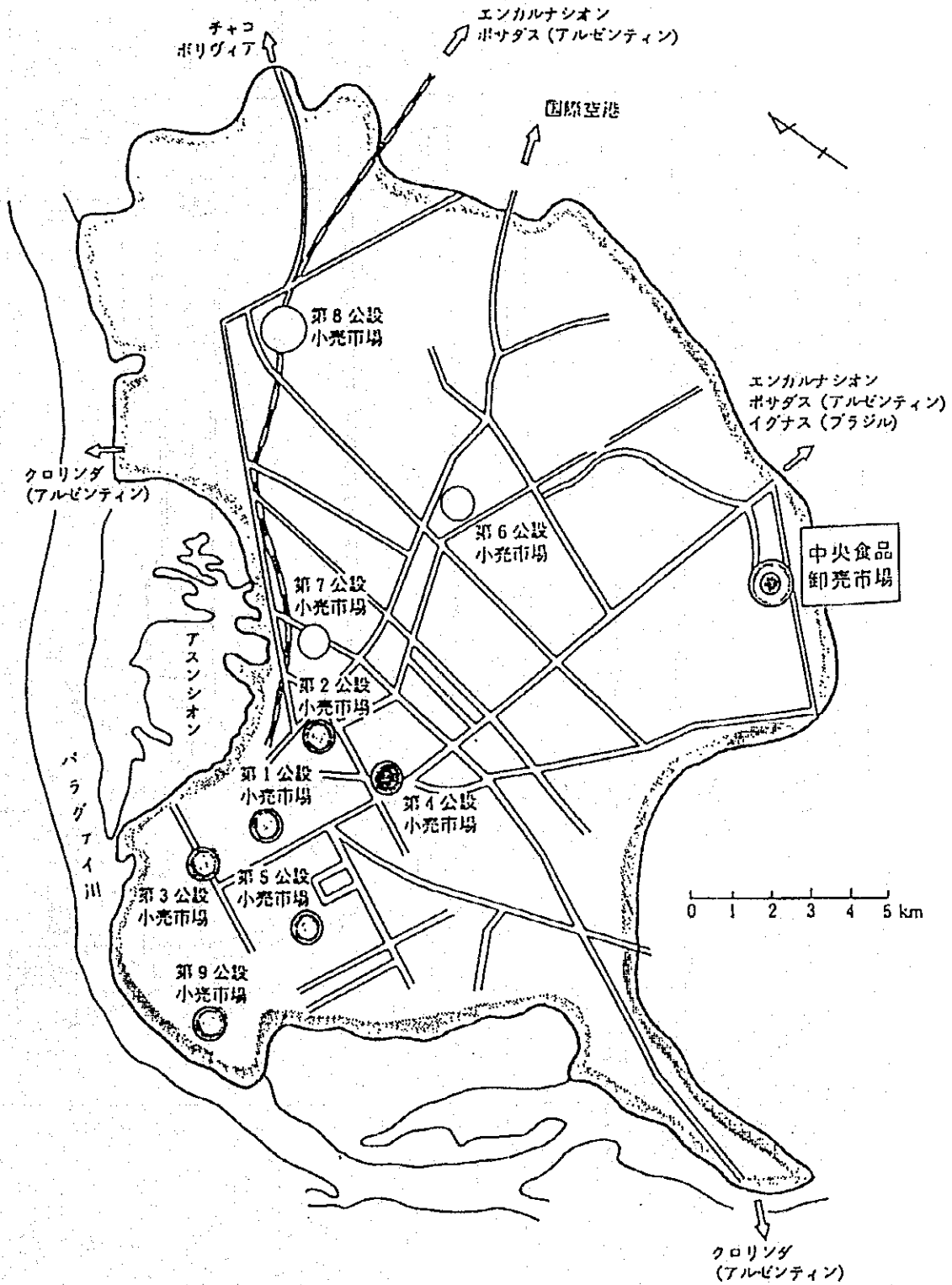
8 市場総局職員数

市場総局 (187名)	┌	市場局 (D. A. M. A.)	135名
		公設小売市場	52名

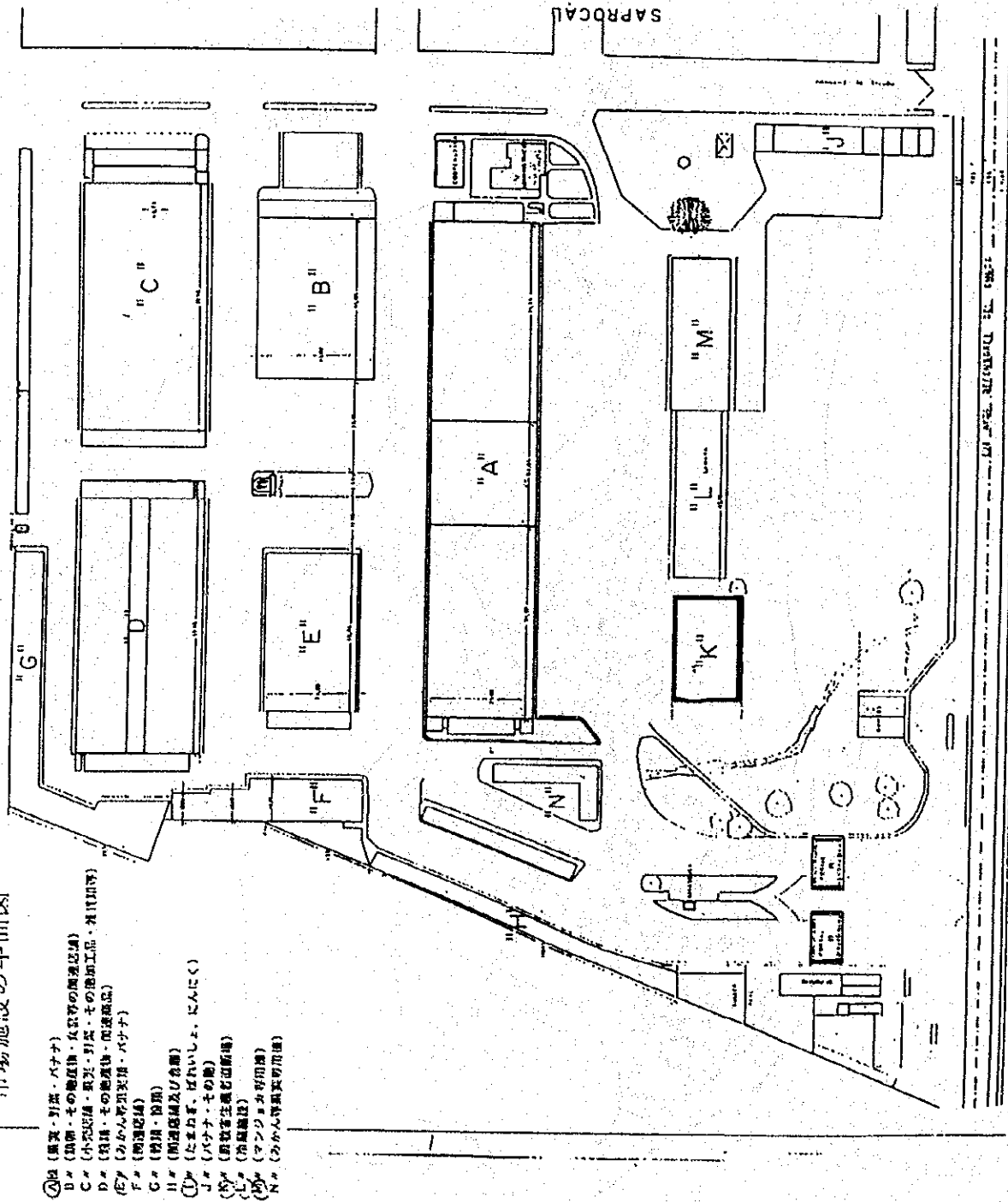
9 アスンシオン市中央食品卸売市場の市場管理局組織図 (1995.1.1 現在)

『市場概要』5頁参照

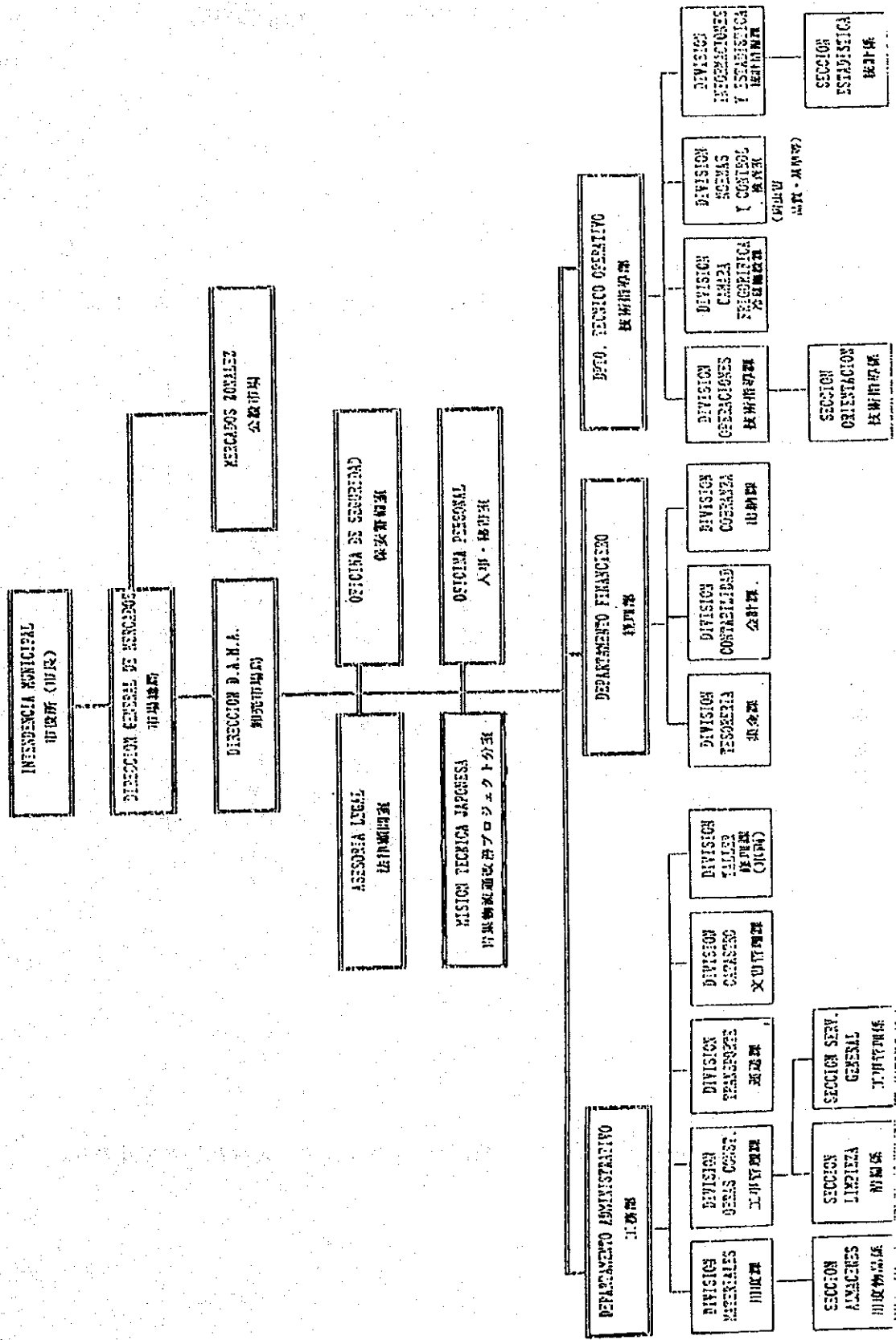
アスンシオン市中央食品卸売市場と公設小売市場配置図



市場施設の平面図



アスンシオン市中央食品卸売市場
市場管理局組織図 (1995. 1. 1 現在)



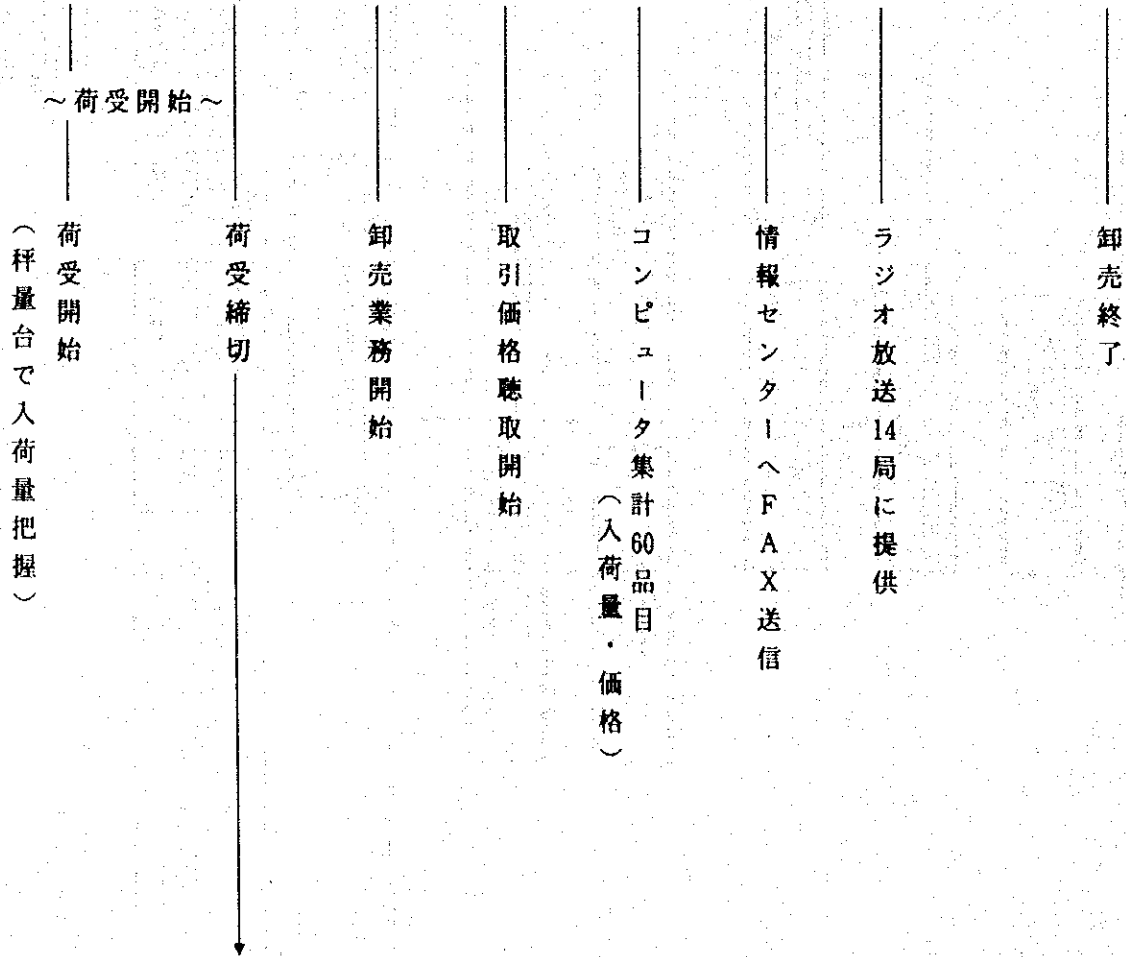
中央卸売市場における営業時間と市況情報収集
及び農牧省統計情報センターへの情報提供

1994. 3

DAMA-----SIMA-----DAMA-----
(通常、出荷日は月、水、金の週3回)

(前日) (当日)

PM 8.00 AM 1.00 2.30 3.00 5.00 6.00 ... 6.30~8.3012.00
(11.00)




以後遅れて到着し荷受けしたものは、翌日入荷として集計する。

「統一伝票の種類」

- ① 送り状
- ② 荷受票
- ③ 販売票
- ④ 仕切票

N° 3378
 年月日



アスンシオン市場管理局
 DIRECCION DE ABASTECIMIENTO
 DE LA MUNICIPALIDAD DE ASUNCION

DIA	MES	AÑO

送り状
REMISION

卸売業者名
MAYORISTA:.....

出荷者名
PROVEEDOR:.....

県名
DPTO:.....

ブロック名
BLOQUE:.....

コード
CODIGO:.....

生産地
LOCALIDAD:.....

PRODUCTO	VARIEDAD	CALIDAD	EMBALAJE	UNIDAD	CANTIDAD	TOTAL	OBSERVACION
品目	品名	品質	荷姿	単位	数量	計	備考

生産者署名
FIRMA DEL PRODUCTOR.....

運送業者署名
FIRMA DEL TRANSPORTISTA.....

卸売業者署名
FIRMA DEL MAYORISTA.....

IMPRENTA DALMA

添付資料 5

S I M Aの職員について

流通局技術普及・広報市場情報センター

主任 Ing. Agr. RAFAELA BOBADILLA DE MARTINEZ

ラファエラ アスンシオン大学農学部卒業（92年日本研修）

普及員 Ing. Agr. LIDIA DE FERREIRA

リディア アスンシオン大学農学部卒業（94年日本研修）

Sr. CARLOS CANTERO FLORENTIN

カンテロ アスンシオン大学コンピュータ学科2年在学中

広報部広報課

主任 Ing. Agr. ALBERTO BIANCIOTTO

勤務時間

ラファエラ 6:30～15:30

リディア 7:00～13:00 16:00～19:00分

カンテロ 6:00～15:00

ビアンショート 6:00～15:00

日本国巡回指導調査団と
パラグアイ側関係機関との
パラグアイ青果物流通改善計画に関する
協議議事録

日本国巡回指導調査団は、国際協力事業団により組織され、上水流忠を団長として2月17日からパラグアイ共和国に派遣された。

滞在期間中、調査団は、パラグアイ側関係機関と意見交換を行うとともに、一連の話し合いを行った。

話し合いの結果、調査団とパラグアイ側関係機関は、それぞれの政府に対して別紙の事項を提言することに合意した。

本文は等しく正文である日本語で1部、スペイン語で2部作成した。

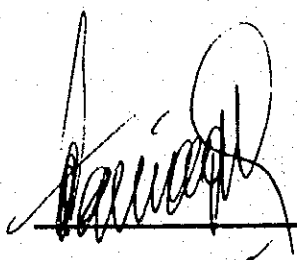
アスンシオン、1995年2月27日



上水流 忠

(Mr. Tadashi KAMIZURU)

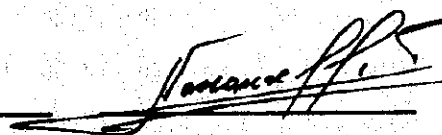
日本国巡回指導調査団団長
国際協力事業団



フィレモン パニアグア

(Dr. Filmon PANIAGUA)

市長代行
アスンシオン市



アセニオ ヴァスコンセルロス

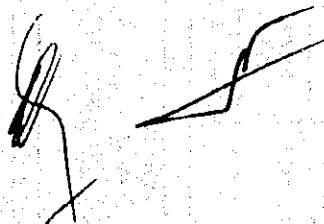
(Dr. Arsenio VASCONSELLOS P)

農牧大臣
パラグアイ共和国

プロジェクトの残りの協力期間における効率的活動の実施のための提言

1. プロジェクトの残りの期間における協力活動を効果的なものとするために、暫定実施計画に沿った活動計画を別添1の通り策定し、今後の活動の指針とする。
2. 専門家から最大限の協力成果を得るために、専門家の活動はC/Pに対する指導を中心とし、C/Pを通じて広くプロジェクト関係者にその指導成果を伝えるものとする。特に卸売業者への直接的な指導はC/Pが主体的に行う。
3. 現在、共同集出荷の体制がモデル農協ではほぼ確立しているところ、卸売市場の強化が重要な取り組むべき課題となる。従って、今後の協力活動において、卸売業者への指導が円滑に行えるようパラグアイ側及び日本側は努力する。
4. パラグアイ側が取るべき措置
 - 4-1 市場情報センターの効率的な活動が可能となるように、早急に市場情報センターに専用電話回線を設置する。
 - 4-2 プロジェクトの効率的運営には産地・市場・情報の各分野の連携がきわめて重要であるところ、今後とも農協、中央卸売市場、市場情報センターの連携体制を強化する。
 - 4-3 市場業務規程の遵守（統一伝票の適切な取り扱い、入荷車輛の計量等を含む）が、パラグアイ側の行政責任において実現されるよう最大限の努力をする。
 - 4-4 既にパラグアイ政府により建設が承認されたオビエド農協近隣の道路改修は、同農協での共同集出荷を確立するために不可欠であるところ、早急に改修作業を実施する。
5. 日本側は、専門家派遣、研修員の受入を適切な時期に実施するようこれまで通り努力する。

E. 院



バグアイ青果物流通改善計画に係る協力課題と活動内容(案)

大課題		中課題		具体的活動内容(小課題)		到達目標		現状及びコメント		残りの協力期間での活動	
1	農協と卸売市場における青果物の集荷及び出荷に係る流通システムの効率化、運営に関する助言と指導	1) 基盤データの整備と活用に関する助言と指導	①生産者・農協の生産・流通の実態把握に際しては、基盤データの整理、分析に関する指導	①生産者・農協の生産・流通の実態把握に際しては、基盤データの整理、分析に関する指導	モデル農協に所属する生産者の実態が明らかになる	調査はほぼ終了し、結果を取りまとめ中。C/Pが基本的調査を実施できるようになった	調査結果取りまとめ及び評価についてC/Pを指導				
			2) 共同集出荷組織の運営に関する指導	①モデル農協の共同集出荷組織の整備とその運営体制の改善に係る指導	①モデル農協の共同集出荷に際しては、共同集出荷に際しては、共同集出荷の仕組みを指導する	モデル農協において共同集出荷に参加する生産者が増加される	オビエド農協は流通部を新設し、コミツナを農協の下層組織に編成 コルメナ農協の組織は確立されている	オビエド農協に対して、組織運営の助言と指導			
		3) 共同集出荷方法(システム)の策定と実施に係る助言と指導	①共同集出荷方法(システム)の策定と実施に関する指導	①共同集出荷方法(システム)の策定と実施に関する指導	共同集出荷方法(システム)が策定される	オビエド農協では共同集出荷システムが構築され、推進されつつある	オビエド農協では自主運営による品質向上の指導 コルメナ農協では冷蔵輸送に伴う選果方法に際しては、選果機の導入による効率化に関する指導	選果機の導入による品質向上の指導 冷蔵輸送に伴う選果方法に際しては、選果機の導入による効率化に関する指導			
		4) 共同集出荷体制の管理に関する助言と指導	②出荷伝票の策定及び運用に関する指導	②出荷伝票の策定及び運用に関する指導	出荷伝票が整備される	出荷伝票は策定済み モデル農協とモデル卸売業者(日系)間のパソコン連携による仕切情報の連携が実現されている	出荷伝票の策定済み モデル農協とモデル卸売業者(日系)間のパソコン連携による仕切情報の連携が実現されている	出荷伝票の策定済み モデル農協とモデル卸売業者(日系)間のパソコン連携による仕切情報の連携が実現されている	出荷伝票の策定済み モデル農協とモデル卸売業者(日系)間のパソコン連携による仕切情報の連携が実現されている		
2	青果物の集荷及び流通システムの確立に必要な機械・備品の導入と管理に関する助言と指導	1) 共同集出荷に必要な機械・備品の導入と管理に関する助言と指導	①計画生産、計画出荷の推進に関する指導	①計画生産、計画出荷の推進に関する指導	計画生産、計画出荷の方法とその効果がC/Pで理解される	計画生産、計画出荷を推進中 コルメナ農協では6人委員会を中心に計画生産、計画出荷を推進中(毎朝集荷の活用が進み野菜の作り付け量が増加している)	計画生産、計画出荷の立案に対する指導 コルメナ農協では、予冷庫の導入による計画出荷を考慮した計画出荷方法の策定を指導				
			②集出荷準備計画の策定と運用に関する指導	②集出荷準備計画の策定と運用に関する指導	②集出荷準備計画の策定と運用に関する指導	集出荷準備計画の策定と運用がC/Pに等しくなる	プロダクションで集出荷準備は完了、オビエド農協では既用済み、コルメナ農協では集出荷準備が揃え付け済み 調査出荷のための予冷庫を94年度(日本会計年度)中にコルメナ農協に配備予定	両農協の集荷の計画方法についてC/Pを指導 コルメナ農協を対象に予冷庫の活用方法についての指導、適切な計画立案に際しての助言			
			③共同集出荷方法に関する指導	③共同集出荷方法に関する指導	共同集出荷方法が策定される	共同集出荷方法が策定される	共同集出荷方法が策定される	共同集出荷方法が策定される	共同集出荷方法が策定される	共同集出荷方法が策定される	共同集出荷方法が策定される
					集荷の効率化に関する指導	集荷の効率化に関する指導	集荷の効率化に関する指導	集荷の効率化に関する指導	集荷の効率化に関する指導	集荷の効率化に関する指導	集荷の効率化に関する指導
					共同集出荷に必要となる機械・備品の導入と管理に関する助言と指導	共同集出荷に必要となる機械・備品の導入と管理に関する助言と指導	共同集出荷に必要となる機械・備品の導入と管理に関する助言と指導	共同集出荷に必要となる機械・備品の導入と管理に関する助言と指導	共同集出荷に必要となる機械・備品の導入と管理に関する助言と指導	共同集出荷に必要となる機械・備品の導入と管理に関する助言と指導	共同集出荷に必要となる機械・備品の導入と管理に関する助言と指導

Edin

大項目	中項目	具体的な活動内容(小項目)	到達目標	現状及びコメント	残りの協力期間での活動
3 寄集物の品質価格及び運送コストの削減に努める取組と指導	1) 品質価格標準の策定に係る取組と指導	①適切な品質価格標準マニュアルの作成に係る取組	現状に見合った品質価格標準マニュアルが作成される	既存の品質価格標準の策定の必要性を確認後、現在新標準策定し、関係機関と調整中	新標準の策定に係る指導
	2) 標準の改善に係る取組と指導	①標準の実現調査の指導	標準の実情が明らかになる	プロジェクトとしての調査は終了	プロジェクトとしての活動は終了 パラグアイ側が活動を継続
	3) 品質価格標準の普及方法についての取組と指導	①運送標準等を利用したモデル農畜産物の輸出に係る取組と指導 ②品質価格標準・寄家の普及方法についての取組と指導	運送標準等を利用した適切な運送方法がC/Pに反映される 普及方法がC/Pに反映される	①統一寄家等の導入の必要性に関する取組は出される ②統一寄家の導入の可否に係る結論が出される ③運送標準等を利用した適切な運送方法がC/Pに反映される	①調査結果に基づいて発状運送標準が94年度(日本会計年度)中に導入される予定 ④モデル農畜産物へ指導中
4 情報提供システムの構築及び運用に関する取組と指導	1) 情報提供システムの策定に対する取組と指導	①適切な情報収集提供システムの構築に係る取組 ②収集・提供情報の精度向上に係る取組	①情報収集提供の方法が改善される ②統一伝票等の活用による情報精度の向上の方法がC/Pに反映される	市場、圏域での情報収集体制及びラジオによる情報提供体制は確立された ③統一伝票等の活用による情報提供体制は完了した	プロジェクトとしての活動は終了 パラグアイ側が活動を継続 市場運送部門と協力し、統一伝票等の活用について指導
	2) 情報利用技術に関する取組と指導	①統一された運送システムの構築に係る取組	SIMAを中心として市場、産地の間で適切な運送システムが整備される	モデル宛先業者(日系)とモデル農畜産物のパソコン連携による仕切情報の連携は進んでいる SIMA、DAMA間の情報伝達は現在FAXからパソコン連携に変更中 SIMAはラジオ放送により価格情報を提供中 SIMAは関係機関へFAXにより価格情報を提供中	プロジェクトとしての活動は終了 パラグアイ側が活動を継続
	3) 情報分析技術に関する取組と指導	①情報の分析方法の改善に係る取組	情報分析体制の整備が整備される	価格情報の収集分析の技術移転は終了している	入荷量についてもデータベース化し、長期的な情報分析に資する取組

11月

大課題	中課題	具体的活動内容(小課題)	到達目標	現状及びコメント	残りの協力期間での活動
5 中央研究所市場の青果物流通に関する調査の改善に係る助言と指導	1) 入荷業者の適切な把握に関する助言と指導	①入荷業者・販売価格の情報収集方法の改善に係る助言 ②統一伝票の整備に係る指導	当該情報の重要性についてC/Cが理解し、継続的な情報収集を行う体制が整備される 統一伝票が整備、導入される	改善点について、C/Cに指導してきたこと以上の改善はパラグアイ執行成職間の努力が重要 統一伝票は整備された 導入テスト段階を終了し、モデル卸売業者とその他卸売業者に分けて普及を推進中 統一伝票の活用についてはパラグアイ執行成職間の取組 モデル卸売業者を選定し、モデル推進事業を進行中	プロジェクトとしての活動は終了 パラグアイ側が活動を継続 統一伝票については、改正された市場業務処理による提出の義務づけ、モデル卸売業者の活用と関連させて一層の普及を推進するための助言と指導 作業された統一伝票の活用に対する助言 運用上の問題点(簡素化等)についての助言 卸売市場年報の作成とモデル卸売業者の取引実績のデータベース化への助言と指導
	2) 市場情報の活用に関する助言と指導	①市場情報の活用に関するC/Cの理解が深まり、卸売業者への指導が可能となる ②C/Cに調査手法が普及される	市場情報を利用することの利点についてC/Cが理解し、卸売業者への指導が可能となる C/Cに調査手法が普及される	活動終了(実施計画により、相対取引が実施されていることが明確となった) 相対取引が現場時点での適切な方法であると認識された	プロジェクトとしての活動は終了
	3) 販売方法の改善に関する助言と指導	①適切な販売方法の導入に係る助言と指導 ②卸売手数料率の標準化に係る助言と指導 ③適切な卸売取引を実現するための助言と指導 ④卸売業者の円滑化、代金決済の迅速化の助言と指導	適切な販売方法について指導を出す 適切な卸売手数料率の標準が整備される 明確な取引システムの入力及び共同出荷の利点についてC/Cが理解し、卸売業者への指導が可能となる 標準化が円滑化し、代金決済が迅速化される	モデル卸売業者が選定され、生産者の選定を得られる取組について指導中 取組の進捗に合わせた適切な取組について指導中 卸売システムの開発が進行中	暫定手数料率についての評価に対する助言 モデル農場とモデル卸売業者間の取引を中心とした適切な取組について指導 情報分書の専門家等と協力して、卸売システムの定着に向け指導
	4) 運営管理体制の強化のための助言と指導	①運営管理体制の整備 ②適切な品質検査体制整備のための助言と指導 ③衛生環境整備への対応に関する助言	適正な卸売業務標準が整備される 改正された市場業務処理が遵守されるため 適切な品質の青果物の供給を確保するための衛生体制のあり方が提示される 市場の衛生環境が改善される	専門家の助言を参考に市場業務処理は改正された パラグアイ側の行庫上(組織上)の問題であり、自助努力により解決されるべき事項 検査職員の長子、専門家の派遣及び研修員の充入を完了した 専門家からの助言を受け入れ、改善中	プロジェクトとしての活動は終了 パラグアイ側が活動を継続 合同委員会等で問題点を専門家チーム等から指摘 パラグアイ側のC/Cによりこれまで活動が継続されている 衛生体制のあり方についての助言 今後とも助言を継続

Asunción, 27 de febrero de 1995

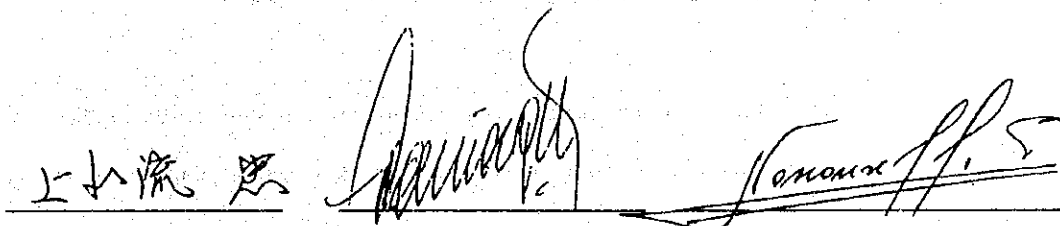
ACTA DE LAS DELIBERACIONES ENTRE LA MISION DE ORIENTACION DEL JAPON Y LOS ORGANISMOS PERTINENTES DEL PARAGUAY REFERENTE AL PROYECTO DE MEJORAMIENTO DE LA COMERCIALIZACION DE FRUTAS Y HORTALIZAS.

La Misión de Orientación del Japón fue organizada por la Agencia de Cooperación Internacional de Japón (JICA) y ha sido enviada al Paraguay desde el día 17 al 28 de febrero de 1995, siendo jefe de la misma el Sr. Tadashi Kamizuru.

Durante la estadía de la Misión en el Paraguay, se realizó una serie de conversaciones e intercambio de opiniones con los funcionarios vinculados a los organismos relacionados con el proyecto.

Como resultado de las conversaciones, los miembros de la Misión Japonesa y los funcionarios de los organismos pertinentes del Paraguay llegaron a un acuerdo para presentar una propuesta, que se adjunta al presente, a sus respectivos gobiernos.

Este acta fue elaborado en tres ejemplares de un mismo tenor y efecto, una versión en idioma japonés y dos en español.



Ing. Tadashi Kamizuru
Jefe de la Misión de
Orientación de la
JICA.

Dr. Filemón Paniagua
Intendente Interino
de la Municipalidad
de Asunción.

Dr. Arsenio Vasconsellos P.
Ministro de Agricultura y
Ganadería del Paraguay.

Adjunto

PROPUESTA PARA LA EFICAZ EJECUCION DE LAS ACTIVIDADES EN EL PERIODO RESTANTE DEL PROYECTO.

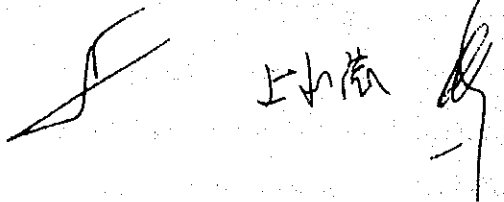
1. Para realizar eficazmente las actividades de cooperación en el período restante del proyecto, se ha elaborado un programa de actividades de acuerdo con el plan de ejecución provisorio, como guía para el futuro.

2. Para obtener los máximos resultados de la asistencia de los expertos, sus actividades se concentrarán en orientar a los contrapartes a través de los cuales se difundirán ampliamente los resultados de la orientación a las personas vinculadas al proyecto. En particular, la orientación directa a los mayoristas será realizada principalmente por los contrapartes.

3. Ahora que se encuentra casi establecido el sistema de acopio y envío colectivo en las cooperativas modelo, es importante encarar el tema del fortalecimiento del mercado mayorista. De modo que, por el lado del Paraguay y del Japón se procurará llevar a cabo armoniosamente la orientación a los mayoristas, como una futura actividad de cooperación en el período de ejecución restante del proyecto.

4. Por el lado del Paraguay se tomarán las siguientes medidas:

4-1. Se apoyará al S.I.M.A. para realizar eficientemente sus actividades y se instalará lo más pronto posible una línea telefónica en San Lorenzo.

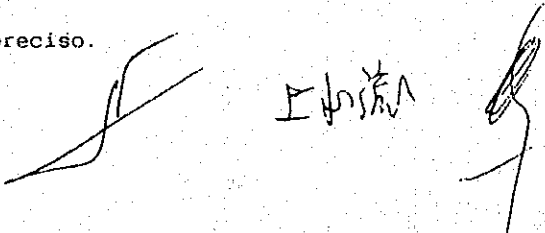


4-2. Se fortalecerá el sistema de coordinación entre las cooperativas modelo, el Mercado Central de Abasto, y el S.I.M.A., pues es muy importante la concertación entre el área de producción, el mercado, y la información para administrar eficientemente el proyecto.

4-3. Se realizará esfuerzos para la aplicación y cumplimiento del reglamento de operación del Mercado Central de Abasto (incluyendo la utilización de la facturación unificada, registro del peso de los productos de los vehículos que ingresan con cargas, etc.).

4-4. Se realizarán, lo más pronto posible, las obras de mejoramiento de caminos adyacentes a la cooperativa de Cnel. Oviedo, para cuyo financiamiento está previsto utilizarse fondos del Programa 2KR, a través de un proyecto ya aprobado por el M.A.G. y por la Embajada del Japón, pues es indispensable el mejoramiento de caminos para establecer el sistema de acopio y envío colectivo por la misma cooperativa.

5. Por el lado del Japón, se pondrá el máximo empeño, como hasta ahora, para realizar el envío de expertos y la recepción de los becarios en el momento preciso.

The block contains three handwritten elements: a stylized signature on the left, the name 'E. H. S. A.' in the center, and another stylized signature on the right.

<p>1) Orientaciones y asesoramiento relacionados al régimen de administración del sistema de A.E.C.</p>	<p>1) Asesoramiento para la promoción de la producción y envío programado.</p>	<p>Entendimiento de los c/p. sobre la eficacia del método de producción y el envío programado. Ejecución en las cooperativas según lo la producción y envío programado.</p>	<p>En la Coop. Cnel. Oviedo el Dpto. Agropecuario y el de Comercialización, se encuentran promocionando la producción y envío programado. En la cooperativa La Colmena a través de una comisión de 6 personas, se está promocionando la producción y envío programado. (Esta aumentando la superficie de cultivo de hortalizas mediante el uso de sistema de riego).</p>	<p>Orientación para la fijación de un método de envío planificado que considere la regulación del envío mediante la introducción de la cámara frigorífica. (cooperativa La Colmena). Orientaciones para la planificación de la producción programada.</p>
	<p>2) Orientaciones relacionadas al empleo y fijación del plan de mejoramiento del centro de acopio.</p>	<p>Transferencia a los c/p del método de utilización eficiente de los centros de acopio.</p>	<p>El centro de acopio se pudo terminar completamente con los gastos de equipamiento del proyecto. En la cooperativa Cnel. Oviedo ya se comenzó a utilizar, mientras que en la cooperativa La Colmena ya se instaló la maquina clasificadora según el peso.</p>	<p>Orientación a los c/p. con respecto al método de utilización de las instalaciones de ambas cooperativas.</p>
	<p>3) Orientación referente al establecimiento del método de envío regulado de productos.</p>	<p>Establecimiento del método de envío regulado de productos.</p>	<p>Esta prevista la instalación en la cooperativa La Colmena de una cámara frigorífica para el envío regulado de los productos.</p>	<p>Orientaciones sobre el método de utilización de la cámara frigorífica, y asesoramiento para la planificación adecuada, destinados a la cooperativa La Colmena.</p>
<p>2. ORIENTACION Y ASESORAMIENTO CONCERNIENTE A LA ADMINISTRACION Y USO DE LOS EQUIPAMIENTOS Y MAQUINARIAS NECESARIAS PARA LA AFIRMACION DEL SISTEMA DE COMERCIALIZACION Y ACOPIO DE FRUTAS Y HORTALIZAS.</p>				
<p>1) Orientaciones concernientes a la administración y utilización de las maquinarias y equipos necesarios para el A.E.C.</p>	<p>1) Ordenamiento de las maquinarias y equipos necesarios para el A.E.C. y orientación concerniente a su manejo y administración.</p>	<p>Transferencia a los c/p del método de empleo de las maquinarias y equipos.</p>	<p>Esta prevista la disponibilidad, dentro del ejercicio de año fiscal 94 del Japon, la cámara frigorífica y la maquina clasificadora según el tamaño para la cooperativa La Colmena y un camión (15 Tn.) para Cnel. Oviedo.</p>	<p>Orientación respecto al método de mantenimiento y administración de maquinarias y equipos.</p>

[Handwritten signature]

CONTENIDO DE LA ACTIVIDAD CONCRETA.	OBJETIVOS QUE DEBEN SER ALCANZADOS	COMENTARIO Y SITUACION ACTUAL	ACTIVIDAD EN EL PERIODO DE COOPERACION RESTANTE.
1. ASESORAMIENTO Y ORIENTACIONES CONCERNIENTE A LA ADMINISTRACION Y SISTEMATIZACION DE LA COMERCIALIZACION RELACIONADA AL ACOPIO Y ENVIO DE FRUTAS Y HORTALIZAS ENTRE EL MERCADO MAYORISTA Y LAS COOPERATIVAS.			
1) Asesoramiento y orientaciones relacionado con la utilización y ordenamiento de datos elementales.	① Orientación referente al procesamiento y análisis de datos elementales relacionados a la situación real de la producción y la comercialización de las cooperativas y de los productores.	Clarificación del estado actual de los agricultores que pertenecen a las cooperativas modelo. Transferir el método de estudio a los c/p.	El estudio se halla casi terminado, y en cuanto al resultado se halla en etapa de ordenamiento. Los c/p. pueden ya realizar los estudios fundamentales.
2) Orientaciones relacionadas a la organización del sistema de A.E.C.	① Formación de un organismo de A.E.C. de las Coop. modelo y el asesoramiento para el mejoramiento del régimen de su administración.	Organización de los productores que participan del A.E.C. en las cooperativas modelo.	La cooperativa Cnel. Oviedo creó un Depto. de comercialización y reorganizó el comité como organización subordinada de la cooperativa. La organización de la cooperativa La Colmena ya se halla establecida.
3) Orientaciones con relación a la planificación y ejecución del método (sistema) de A.E.C.	① Orientación referente a la planificación y ejecución del método de A.E.C. (incluida la clasificación).	Planificación de un método de A.E.C. que sea el adecuado a la cooperativa modelo.	Con respecto a la cooperativa Cnel. Oviedo, la realización de asesoramiento y orientaciones sobre la administración de la organización. En Cnel. Oviedo, orientación para el mejoramiento de la calidad del producto mediante la inspección independiente. En La Colmena, orientación para la toma de medidas de mejoramiento con relación al método de clasificación que acompaña a la introducción de la máquina clasificadora.
	② Asesoramiento concerniente a la implementación de la nota de remisión y el mejoramiento del procesamiento de liquidación.	Preparación de la nota de remisión. Introducción de un proceso de liquidación razonable.	La nota de remisión ya ha sido establecida. Entre las cooperativas y mayoristas (NIKKEI) modelo se halla en marcha el suministro de información sobre el resultado de las ventas vía computadora.

* A . E . C = Acopio y Envío Colectivo.

3. ORIENTACION Y ASESORAMIENTO SOBRE LA DIFUSION DE NORMA DE CALIDAD Y EMBALAJE DE FRUTAS Y HORTALIZAS. (PREPARACION E INTRODUCCION DE UNA NORMA DE CALIDAD PARA EL A.E.C.).					
1) Orientación y asesoramiento concerniente a la planificación de las normas de calidad.	① Orientaciones concernientes a la redacción de un manual adecuado de las normas de calidad.	Elaboración de un manual de normas de calidad, adecuado a la situación actual.	Se ha comprobado sobre la necesidad de una modificación de las normas de calidad existente, por lo que actualmente se está elaborando nuevas normas de calidad que se esta coordinando con las instituciones competentes.	Orientación relacionada a la elaboración de las nuevas normas de calidad.	
2) Asesoramiento y orientación concerniente al mejoramiento de la forma de embalaje.	① Orientaciones para el estudio de la situación real de las formas de embalaje. ② Asesoramiento para el estudio referente a la necesidad de introducir cajas unificadas a los efectos de mejorar la forma de embalaje.	Estudio de la situación real de las formas de embalaje. Obtención de conclusiones sobre los pro y contra de la introducción de caja unificada.	El estudio por parte del proyecto ya se halla terminado. Se ha concluido que por el momento es innecesaria la introducción de la caja unificada. Se decidió la utilización de cajas rotatorias de los mayoristas.	Con el apoyo del área de administración del mercado, realización del asesoramiento y orientación a los c/p acerca del ordenamiento de datos. Las actividades por parte del proyecto están concluidas. Las mismas actividades seguirán siendo realizadas por parte del lado paraguayo.	
3) Asesoramiento y orientación acerca del método de difusión de las normas de calidad y formas de embalaje.	① Asesoramiento y orientaciones concernientes a la realización de envío de productos normalizado de les cooperativas modelo que han sido clasificados por la clasificadora. ② Asesoramiento y orientaciones acerca del método de difusión de las normas de calidad y formas de embalaje.	Será transferida a los c/p el método de clasificación adecuado que es utilizada por las máquinas clasificadoras. Comprensión de los c/p sobre el método de difusión.	Seguindo a la máquina clasificadora según el peso que ya se halla instalada, se preve la introducción de la máquina clasificadora según el caménc en el transcurso del año 84 (año fiscal japonés). Se esta realizando la orientación a las cooperativas modelos.	Asesoramiento y orientación sobre el uso efectivo de las maquinarias como la clasificadora. Orientaciones concernientes a la realización de cursos de capacitación acerca de las formas de embalaje y normas de calidad acorde con el aprovechamiento de los centros de acopio.	

[Handwritten signatures and initials]

4. ASESORAMIENTO Y ORIENTACIONES CONCERNIENTES A LA FORMACION Y ADMINISTRACION DEL SISTEMA DE SUMINISTRO DE INFORMACION				
1) Orientaciones para la implementación del sistema de suministro de información.	<p>① Orientaciones concernientes al ordenamiento y preparación de un adecuado sistema de recolección y suministro de información.</p> <p>② Orientaciones concernientes al mejoramiento de la precisión de la información recolectada y suministrada.</p>	<p>Mejoramiento del sistema de recolección y suministro de la información.</p> <p>Transferencia a los c/p del método de mejoramiento de la precisión de la información mediante la utilización de la facturación unificada.</p>	<p>El sistema de suministro de la información a través de la radio y el sistema de recolección de la información en la frontera y el mercado, han sido establecidos.</p> <p>La orientación acerca del método de análisis de la información y encuesta por entrevista ya está terminada.</p>	<p>Las actividades por parte del proyecto están concluidas.</p> <p>Las actividades seguirán por parte del lado paraguayo.</p> <p>Con la colaboración del área de administración del mercado, orientación con respecto a la utilización de las facturaciones unificadas.</p>
2) Asesoramiento concerniente a la técnica de aprovechamiento de la información.	<p>① Asesoramiento concerniente al ordenamiento y preparación de un sistema de comunicación unificada.</p>	<p>Establecimiento de un sistema adecuado de comunicación entre las zonas de producción y el mercado, centrado en S. I. M. A.</p>	<p>Está en marcha el suministro de informaciones de venta mediante comunicación vía computadora entre las cooperativas modelo y mayoristas (Nikkei) modelo.</p> <p>- La transmisión de información entre SIMA y DAMA está cambiando de la transmisión vía fax actual a la comunicación vía computadora.</p> <p>- SIMA está realizando el suministro de informaciones de precios mediante transmisión radial.</p> <p>- SIMA está realizando el suministro de información de precios por FAX a las instituciones relacionadas.</p>	<p>Las actividades por parte del proyecto están concluidas.</p> <p>Las actividades seguirán por parte del lado paraguayo.</p>
3) Asesoramiento concerniente a la técnica de análisis de la información.	<p>① Asesoramiento concerniente al mejoramiento del método de análisis de la información.</p>	<p>Ordenamiento del fundamento del régimen de análisis de informaciones</p>	<p>Esta terminada la transferencia de tecnología sobre la recolección y el análisis de informaciones de precios de venta.</p>	<p>Formación de base de datos referente al volumen de ingreso y asesoramiento que contribuya al análisis de la oferta y demanda a largo plazo.</p>

Handwritten signature and initials, possibly 'L. B. ...' and 'S.', located at the bottom right of the page.

5) ORIENTACIONES Y ASESORAMIENTO CONCERNIENTE AL MEJORAMIENTO DE LA ADMINISTRACIÓN DE LA COMERCIALIZACIÓN DE FRUTAS Y HORTALIZAS EN EL MERCADO CENTRAL DE ABASTO.					
1) Asesoramiento y orientaciones para el control adecuado de volumen de ingreso.	① Orientación relacionada al mejoramiento del sistema de recolección de la información referente al volumen de ingreso y precios de venta. ② Orientaciones concernientes a la preparación de la facturación unificada.	Establecimiento de un sistema que realice el procesamiento continuado de la información y el entendimiento por parte de los c/p. acerca de la importancia de la información en cuestión. Preparación e introducción de la facturación unificada.	En cuanto a los puntos de mejoramiento, se ha estado orientando a los c/p. Para el mejoramiento por encima de esto es importante el esfuerzo de la organización administrativa del Paraguay.	Las actividades por parte del proyecto están concluidas. Las actividades seguirán por parte del lado paraguayo.	
2) Asesoramiento sobre el aprovechamiento de las informaciones de mercado.	① Asesoramiento y orientación sobre la utilización de las informaciones del mercado.	En cuanto a la ventaja de la utilización de la información del mercado, debe ser comprendido por el c/p. y hacer posible la orientación a los mayoristas.	La facturación unificada ya ha sido preparada. La etapa de prueba de introducción ya ha culminado y actualmente, separando los mayoristas modelo y otros mayoristas se promueve la difusión. En cuanto a la aplicación de la facturación unificada es una obligación del organismo administrativo del Paraguay.	Con respecto a la utilización de la facturación unificada, será obligatoria con la vigencia del nuevo reglamento del mercado, y de acuerdo con la utilización que hagan los mayoristas modelo, asesoremos y orientación para promocionar aun más la difusión. Asesoramiento para la evaluación de la facturación unificada que ha sido redactada. Asesoramiento (simplificación etc.) sobre los puntos problemáticos de su aplicación.	
3) Orientación y asesoramiento sobre el mejoramiento del sistema de venta.	① Asesoramiento sobre el estudio de la situación real del sistema de venta. ② Estudio para la introducción de un método adecuado de venta.	Aclaración de la situación real del sistema de la venta. Transferir el procedimiento de estudio a los c/p. Establecimiento de una conclusión sobre el método adecuado de venta.	Se eligió a los mayorista modelo, y está en marcha el programa de promoción de los modelos.	Asesoramiento y orientación con relación a la base de datos sobre los resultados reales de la negociación de los mayoristas modelos y elaboración del anuario del mercado de mayorista. Finalización de la actividad. Se halla en ejecución la negociación directa, y mediante las dos encuestas de la situación real se pudo aclarar el método de fijación de los precios. Se llegó a la conclusión de que el método adecuado por el momento es la negociación directa.	
				Las actividades por parte del proyecto están concluidas.	

[Handwritten signature]

	<p>① Asesoramiento y orientación referente a la normalización del porcentaje de comisión de venta al por mayor</p>	<p>Fijación de nivel de porcentaje de comisión adecuado para la venta al por mayor.</p>	<p>Se hizo el estudio del porcentaje de comisión de los mayoristas modelo, determinándose provisionalmente un cierto nivel.</p>	<p>Asesoramiento para la evaluación de la comisión porcentual fijada provisionalmente.</p>
	<p>② Orientaciones y asesoramiento para la realización de una negociación adecuada de la venta al por mayor.</p>	<p>El entendimiento por parte de los c/p. sobre la venta de envío colectivo y la introducción del sistema de contabilidad transparente, para hacer posible la orientación a los mayoristas.</p>	<p>Se esta orientando respecto a la venta que logre asegurar la confianza del productor con la elección de los mayoristas modelo. Se esta orientando respecto a la ampliación de venta que pueda corresponder al aumento del volumen manipulado.</p>	<p>Orientación para la venta adecuada teniendo como núcleo la negociación de ambas cooperativas.</p>
	<p>③ Orientación y asesoramiento para la armonización del trabajo administrativo y la rapidez en la liquidación del importe.</p>	<p>Logro de la armonización del trabajo administrativo y agilización de la liquidación del importe de las ventas.</p>	<p>Esta en marcha el desarrollo del sistema de liquidación.</p>	<p>Con la cooperación del experto del área de información, realización de las orientaciones para el afianzamiento de dicho sistema.</p>
<p>4) Orientación y asesoramiento para el fortalecimiento del sistema de administración y manejo.</p>	<p>① Asesoramiento para la adecuación del reglamento operativo.</p>	<p>Preparación de un reglamento operativo apropiado para el mercado.</p>	<p>Teniendo en cuenta el asesoramiento de los expertos, se hizo la revisión del reglamento del mercado.</p>	<p>Las actividades por parte del proyecto estan concluidas. Las actividades seguirán por parte del lado paraguayo.</p>
	<p>② Preparación de un sistema de administración y manejo.</p>	<p>Para el cumplimiento del reglamento operativo del mercado, versión revisada, implementación de un sistema de administración y manejo provisorio.</p>	<p>Es un problema administrativo (de organización) del Paraguay, y es una cuestión que se puede ejecutar mediante el propio esfuerzo.</p>	<p>Se tomará nota de los puntos problemáticos que surjan de la reunión de comité conjunto a través del grupo de expertos.</p>
	<p>③ Orientación y asesoramiento para la disposición de un sistema de control adecuado de la calidad.</p>	<p>Presentación de un sistema de control para promocionar el suministro de frutas y hortalizas de calidad apropiada.</p>	<p>Se realizó la recepción de becarios en Japon y además el envío de expertos y provisión de equipos de laboratorio.</p>	<p>Asesoramiento referente al sistema de control.</p>
	<p>④ Asesoramiento para la toma de medida a los problemas de higiene ambiental.</p>	<p>Mejoramiento del ambiente higiénico del mercado.</p>	<p>Se esta mejorando mediante el asesoramiento de los expertos.</p>	<p>Se continuará con el asesoramiento.</p>

[Handwritten signature]

JICA